

国民健康保険税 第9期
固定資産税 第4期



令和6年度 税制改正大綱 その2

前回に引き続き一部ご報告します。今回は、法人課税について触れたいと思います。

賃上げ促進税制(中小企業向け)

賃上げをした中小企業が法人税(個人事業主は所得税)の控除を受けられる賃上げ促進税制に、繰越控除制度が新設されます。当期で控除できなかった税額控除の額を、5年間にわたって繰り越しができるようになります。この改正により、欠損法人(赤字企業)である事業者にも、賃上げのメリットが発生します。赤字の当期に賃上げをし、税額控除の要件を満たせば、翌期以降の黒字分を控除で相殺し、法人税(個人事業主は所得税)の減税が可能です。

- 控除率上乗せの要件も改正が2つ行われます。
- ・教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件の改正
 - ・子育てと仕事の両立支援、女性活躍の推進に取り組んだ企業に控除率を上乗せ

項目		改正前	改正後
給与等支給額の増加割合	1.5%以上	15%	
	2.5%以上	30%	
上乗せ加算	10%上乗せ 教育訓練費の増加割合が10%以上	10%上乗せ 教育訓練費の増加割合が5%以上 かつ 教育訓練費が雇用者給与等支給額の0.05%以上	
	—	5%上乗せ くるみん 又は、 えるぼし二段階目以上	
最大控除率		40%	45%
控除限度額		適用年度の法人税額の20%を上限(個人事業主は所得税)	
超過額の繰越		繰越不可	5年間の繰越可

交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

租税特別措置法上、交際費等については、損金不算入が原則。
販売促進手段が限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費で、当該措置は非常に重要であるため、**定額控除限度額(800万円)までの全額を損金算入可能とする特例措置を3年間延長**する。
また、会議費の実態を踏まえ、交際費等から除外される飲食費に係る基準(1人当たり5,000円以下)を**1万円へ引き上げる**。

項目	改正前	改正後
適用期限	令和6年3月31日までに開始する事業年度	令和9年3月31日までに開始する事業年度
交際費等から除かれる飲食費等	1人当たり5,000円以下の飲食費等	1人当たり10,000円以下の飲食費等
損金算入額(中小法人)	①定額控除限度額(800万円)まで損金算入(超えた金額は全額損金不算入) ②飲食費等の50%を損金算入(社内接待費は含まれない) ※①と②は選択	

<類似業種平均株価表(R5年11月、12月分)・国税庁が公表>

国税庁は令和6年1月12日付、「令和5年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」について、「A(株価)」欄の11月分及び12月分を公表しました。国税庁のHPより見ることができます。
URLは <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/r05/2306/index.htm>
昨年中に、非上場株式の贈与を受けた場合は、2月1日から3月15日迄の間に、贈与税の確定申告をする必要があります。従って、株価が解らないと申告ができませんので、この時期に毎年公表しております。